事業評価票

121	里親支援機関 （福祉保健局少子社会対策部／一般会計）	事業開始	平成 20 年度
		事業終了予定	平成 ― 年度

【局評価】

1 どのような経緯で事業を始めたか、何を目指すのか

○ 里親委託（養育家庭及びファミリーホーム）は、都の家庭的養護の委託促進の取組により年々増加している。

○ 児童相談所における養護相談から里親へ委託となった児童のうち、被虐待児童の割合は、年々増加しており、養育を行っていく上で関わりの難しい児童が増えている。

○ 社会的養護を必要とする児童の里親への委託をより一層推進するため、児童相談所が行う里親委託・支援業務を補完する専門機関を設置し、里親委託を総合的に推進する体制を強化する。

根拠法令等

2 どのように取り組み、どのような成果があったか

○ 平成21年２月から児童相談センターにおいてモデル事業を実施し、23年度からは、八王子児童相談所、品川児童相談所を加えた３か所で実施している。

○ 児童相談センター所管の登録家庭数が増加。
・19年度→22年度（＋14家庭）
・児童相談センターを除く10児童相談所平均（以下「他平均」という。）（＋0.2家庭）

○ 児相センター所管の委託児童数が増加。
・20年度～22年度　３か年計 39人
・他平均　３か年計 19.8人

○ 不調措置解除児童数のうちの児相センターの割合は減少した。

（単位：人）

区　分	19年度	20年度	21年度	22年度
不調による措置解除児童数	17	17	24	24
うち、児相センター不調児童数	10	3	1	2

3 どのような課題や問題点があったか

○ 家庭的養護促進の取組により、登録家庭、委託児童ともに年々増加している一方で、登録家庭には未委託の家庭も多い。

○ 里親との関係不調や委託児童の問題行動等によって措置解除となった不調児童数は年々増加している。委託児童の不調は、養育家庭と委託児童の双方にとって、心理的ダメージが大きく、不調に陥らないための継続的な支援が必要である。

○ 里親にとって、措置権を有する児童相談所は相談しにくい面もあり、養育上の不安を抱え込まない環境をつくるため、複数のチャンネルを設けることが必要である。

4 局として、事業をどうしていきたいか

拡大・充実	見直し・再構築	移管・終了	その他

○ 各地域の11児童相談所の里親支援を補完する機関として、都内エリアを４ブロックに分け、里親支援機関を設置する。

○ 日常的な相談援助については、里親支援機関が実施する。

○ 夜間土日も里親を支援し、相談に応じることができる体制を整備し、里親家庭全体の適時適確な状況把握により、事故や不適切な養育を未然に防ぐ。

歳入			歳出		
	22年度決算額	3,620 千円		22年度決算額	7,207 千円
	23年度予算額	10,398 千円		23年度予算額	20,796 千円
	24年度見積額	38,126 千円		24年度見積額	76,252 千円

【財務局評価】

5 財務局として、成果や課題などについて、どう考えたか

○ 被虐待児をはじめ、社会的養護を必要とする児童の数は年々増加しており、それぞれの児童の抱える問題もますます深刻化している。

○ こうした児童一人ひとりの個別支援を充実するためには、子供たちが家庭的な雰囲気の中で自立できるよう、家庭的養護を充実させていく必要がある。

○ これまでの都の取組により里親委託の登録家庭、委託児童ともに年々増加している一方、委託不調による措置解除や委託家庭における事故発生など様々な問題も発生しており、委託家庭の的確な状況把握や日常的な相談支援など、里親に対する総合的な支援が求められている。

6 24年度予算で、どのように対応したか

拡大・充実	見直し・再構築	移管・終了	その他

○ 里親に対する支援体制強化の必要性を鑑み、局案のとおり予算を計上し、これまで都内３か所の児童相談所のエリアで実施してきた本事業を都内全域に拡大する。

歳入	24年度予算額	38,126 千円
歳出	24年度予算額	76,252 千円